

e-Govクラウド移行及び機能拡充に関する設計・開発等」調達仕様書(案)等に対する意見回答

連番	意見内容					回答
	質問／意見	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	
1	質問	2	別紙3 e-Govサービス・機能要件定義書(共通系サービス編)表1-2 クラウド移行に伴う変更概要(共通系サービス)	クラウド移行に伴う変更概要(共通系サービス)として、「No2 次期GIMA対応」とありますが、現行GIMAでの認証を必要としている機能を明示いただけないでしょうか。		別紙3記載のとおり、e-Govのクラウド移行完了後は、次期GIMAにのみ対応し、現行GIMAによる認証を必要とする機能はありません。該当する機能がないために明示していないものとなりますので、あらかじめご留意下さい。なお、現行e-Govで現行GIMAによる認証に対応している機能としては、e-Govを構成する各サービスのアプリケーションが参照する各種情報を担当行政機関職員自身の操作により登録・更新等を行うことができる管理系機能を集めた「行政情報等提供管理サービス」の認証機能が該当しますが、当該機能は、クラウド移行を契機とする機能拡充による再編、置き換え対象となるため、別紙3等への記述を不要としているものです。
2	質問	2	別紙3 e-Govサービス・機能要件定義書(共通系サービス編)表1-2 クラウド移行に伴う変更概要(共通系サービス)	クラウド移行に伴う変更概要(共通系サービス)として、「No3 職員等その他利用者認証機能追加」とありますが、GIMAで認証することが出来ない利用形態として具体的にどういった利用が想定されるのか記載出来ないでしょうか。		国家公務員ではない者(例えば、地方公共団体職員や独立行政法人職員等)が想定されますが、GIMAによる個別運用に依存する場合もあり、別紙3等において具体的な記述を加えることは困難であることから、原案の記述を維持することとします。
3	質問	2	別紙1 e-Govサービス・機能要件定義書(電子申請サービス編)表1-2 クラウド移行に伴う変更概要(電子申請サービス)	クラウド移行に伴う変更概要(共通系サービス)として、「No5 REPS連携対応」とありますが、「REPS連携のためのラッパーAPIを提供する外部民間サービスを活用」とは、REPS連携のためには外部民間サービスを利用する必要があり、インタフェース仕様書の依頼や連携試験の調整等は、本調達に基づいて外部民間サービスとの間で実施することになるのでしょうか。外部民間サービスを記載いただけないでしょうか。		「REPS連携のためのラッパーAPIを提供する外部民間サービス」は、別途当庁において調達を行い、電子申請サービスとの連携を行うためのインタフェースをSaaS型サービスとして提供を求めるものに対応します。このため、関連調達案件への追記を予定しておりますが、広く一般に提供されているサービスではないために、仕様書等の記載では、原案の記述を維持することとします。
4	質問	3	仕様書 1.5調達の範囲 図1-1 e-Govのシステム概要	e-Govと運用管理環境を「管理用LAN」で接続していますが、こちらはインターネット経由のVPN接続とすることも差し支えないでしょうか。		御質問いただいた図1-1は、あくまでも <b>クラウド移行の対象となる現行e-Govの構成を明示したもので</b> 、クラウド移行後の構成を示すものではありません。クラウド移行後の環境に「管理用LAN」に相当するネットワークを設置する場合の管理用ネットワークへの接続は、ガバメントクラウドとして提供されるクラウドサービスが対応する方式により行うことを想定していますが、接続方式に関する要件は、非機能要件としても特段設けておりません。本業務における設計等の結果として決定するものと考えております。
5	質問	11	仕様書 3.1.3ユーザーテスト計画	「⑤ユーザーテストの被験者、人数及び選定方法は、当庁との協議により定めること。」とされていますが、被験者はデジタル庁職員、各府省職員(e-Govに関連するシステム)、申請等を行う国民、のうちどの範囲までを想定しているのでしょうか。		ユーザビリティ評価等の対象に応じ、評価対象とするユーザーインタフェースを日常業務等で扱う可能性があるデジタル庁職員以外の全てから選定することを想定しています。
6	質問	19	仕様書 3.1.5.4性能設計	「④データベース検索時のレスポンスを確保する観点から、データベースインデックスについて必要な設計見直しを行うこと。」とされていますが、本業務は全てのデータベースを対象としているのでしょうか。		利用者への体感レスポンスへの影響程度を勘案し、レスポンス性能の向上を要すると認められるもの全てが検討対象範囲となります。
7	質問	19	仕様書 3.1.5.5クラウド移行計画	「2022年度末までの期間において別途「e-Gov審査支援サービス設計・開発等」を実施しているところ」「当該機能拡充対象のアプリケーション資産には、本業務開始時点では、リリースされていないものが存在する」とありますが、こちらのシステム規模、詳細を知るために、当該機能の設計書は閲覧できるのでしょうか。		現行e-Govに対し、今年度末までの予定で行う機能拡充範囲に関する設計は、資料閲覧対象とする設計書に含まれます。ただし、最終納品以前の段階のもので、今後修正があり得る状態のものとなることにご留意下さい。
8	質問	24	仕様書 3.1.6.1プログラミング・ユニットテスト	「④受託者は、現行コンテンツ管理システム(以下「CMS」という。)の利用を前提」とされていますが、本業務実施に伴って、CMSを変更することは許容されないのでしょうか。もし、現行CMSを変更できない理由等があれば、ご教示いただけないでしょうか。		限られた期間内でのクラウド移行を完了させることを最優先事項とし、作業規模の増大を回避する観点から、別紙4に記載のとおり、現行CMSのリホスト(現行CMSを変更せずに実行環境とするサーバのみを変更)を要件とするとしております。

e-Govクラウド移行及び機能拡充に関する設計・開発等」調達仕様書(案)等に対する意見回答

連番	意見内容					回答
	質問／意見	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	
9	質問	30	仕様書 3.1.12受入テスト支援	「②受託者は、当庁が受入テストを実施する際に使用するテスト環境の整備、テストデータの作成、データバックアップ等の作業支援を行うこと。」の記載について、「テスト環境の整備、テストデータの作成、データバックアップ等」の作業の主担当は貴庁職員様という認識で合っていますでしょうか。		仕様書の記述は、受入テストの実施主体は当庁e-Gov管理組織職員となるが、当庁e-Gov管理組織職員が受入テストを行う際の、テスト環境の整備、テストデータの作成、データバックアップ等を受託者による作業支援の対象範囲とすることを明確にする趣旨に基づくものとなります。テスト環境の整備、テストデータの作成、データバックアップ等の作業を当庁e-Gov管理組織職員が主体となって行うことを示すものではありませんので、あらかじめご留意下さい。
10	意見	34	仕様書 3.2成果物の範囲及び納入期日等	工事進行基準での売上計上を考えた場合に、民間企業での発注、最近の他府省でのシステム開発案件に鑑みると、請求・支払のタイミングが限定されると、健全な競争性の確保が困難と懸念します。これを受け、設計・構築フェーズにおける役割については作業の完了タイミングに合わせて請求・支払を実施いただくことは可能でしょうか。	健全な競争性を確保するため	仕様書記載のとおり、本業務の納入成果物は、2023年3月末までの納入を求める成果物と2024年3月末までの納入を求める成果物の2種類により構成されます。実務取扱上、納品成果物に対する検収をもって支払いを行うこととなることから、必要成果物の納品を契機として請求をいただくことは可能です。
11	質問	35	仕様書 3.2.1納入成果物 表 3 4 納入成果物	成果物「No.40 教育用資料」には、「3.1.14教育・研修」の⑤の作業にて作成するとされている教育用の「オンラインコンテンツ及び動画コンテンツ」についても含まれるのでしょうか。		御理解のとおりです。
12	意見	36	仕様書 4 満たすべき要件に関する事項	本調達の目的及び期待する効果が達成できる場合には、システム要件定義書が想定する構成とは異なる構成による代替案の提案も可能である認識でよろしいでしょうか。認識に相違ない場合、クラウドサービス等の技術的進展の速さを踏まえると、日々新たなサービス等が生まれており、そうしたサービス等の提案を行うことの妨げにならないよう、調達の目的及び期待する効果が達成できる場合は代替案の提案も可とする旨を記載してはいいかがでしょうか。また、代替案の採用にあたっては、必要性和影響度等について、入札時及び業務実施中に代替案としての提案を事業者に行うことを求めているかがでしょうか。	調達の目的及び期待する効果の実現に当たって、より有益な提案が得られる場合には当該提案を許容することが望ましいため	仕様書3.1.5.1①においても「異なるアーキテクチャを選択する方がe-Govクラウド移行の目的に資するなどの合理的な理由がある場合は、受託者の知見に基づいて異なるアーキテクチャ、ソフトウェア構成を提案することとして差し支えない」としております。また、別紙4の1.1に記載のとおり、「本件調達に係る提案書、本調達仕様書に基づく作業の遂行過程において、e-Govの目標に資する仕様が提示される場合には、予算化された整備経費、工期制約を勘案し、提示を受けた仕様を踏まえた定義済み要件の一部変更を許容する。」としており、いただいた御意見のとおり、代替案の提案を許容することとしております。なお、具体的な提案依頼事項は、提案書作成要領、提案書記載事項の基準となる提案書評価基準及び対応表によりお示しするものとなりますのであらかじめご留意下さい。
13	質問	47	仕様書 11.3事業者が閲覧できる資料 11.3.3現行e-Govに関する資料	現行e-Gov資産のなかに、データベースに関する情報(テーブル一覧等)が入っておりませんが、閲覧することはできないのでしょうか。		テーブル一覧は、資料閲覧対象とする「アプリケーション設計書」「既存アプリケーション設計書」に含まれます。
14	質問	31	別紙1 e-Govサービス・機能要件定義書(電子申請サービス編) 3.2.1.8手続ブックマーク (2)手続ブックマーク参照	②において「受付可能期間が指定されている場合は、ボタンラベルにより「受付期間外」である旨を表示し、申請書入力画面へ遷移を抑制するとともに、本来の受付可能期間を教示できるようにすること。」の要件については、既に貴庁において、受付可能時間について情報を集約したものはあるのでしょうか。それとも、その情報収集含めて、本業務の範囲となるのでしょうか。		受付可能期間は、各手続を所管する行政機関が電子申請サービスに対して登録する電子申請対象行政手続管理情報に含まれます。したがって、受付可能期間に関する情報収集は、本業務の範囲外となります。
15	質問	26	別紙4 非機能要件定義書 2.2.10電子申請サービスにおける府省連携方式	「電子申請サービスにおける府省連携方式」とありますが、具体的な機能は「別紙1 e-Govサービス・機能要件定義書(電子申請サービス編)」に記載いただけないでしょうか。		「別紙1 e-Govサービス・機能要件定義書(電子申請サービス編)」の3.2.2.1 府省連携機能に示す内容がお求めのAPIの対象機能の機能仕様に関する記載に該当します。
16	質問	26	別紙4 非機能要件定義書 2.2.10電子申請サービスにおける府省連携方式①	「性能向上等の観点で一部インターフェース仕様に変更を行う」とありますが、府省連携に公開しているAPIとして性能要件が記載されていません。現行システムの府省連携APIの性能要件を記載いただけないでしょうか。		資料閲覧対象とする設計書によりご確認いただく事項としております。
17	質問	76	別紙4 非機能要件定義書 表2-28 Snowball Edge利用に係る作業分担一覧	e-Gov、第1期政府共通PFと2者が示されていますが、このうち「e-Gov」側につきまして、貴庁職員と本件受託者の役割を分割して記載できないでしょうか。(媒体の移送等、一部の作業は職員が主体で行うものも含まれるのではという認識もあります)		非機能要件としてお示しする具体的な要件の想定は特段ありません。御認識のとおり、当庁職員が主体となって受け持つ作業も含まれますが、具体的な作業分担については、本業務開始後に行う移行計画、移行設計の検討において整理する事項としております。

e-Govクラウド移行及び機能拡充に関する設計・開発等」調達仕様書(案)等に対する意見回答

連番	意見内容					回答
	質問／意見	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	
18	意見	13_50_(別紙4) e-Gov非機能要件定義書 頁15	2.1.5 インフラストラクチャーアーキテクチャ 2.1.5.3 イミュータブル化	MWを含むアプリケーションについても、コンテナを活用してイミュータブルにし、コード化されたアプリケーション構成仕様を可能とすることで、コードに基づいてアプリケーション・コンポーネントを再構築するイミュータブルな管理に対応すべきと考えます。	インフラストラクチャにおいては、イミュータブル化およびコード化の推進の記載がありますが、ミドルウェアおよびアプリケーションについてのイミュータブル化およびコード化の推進の記載が少ないと考えます。今回、CI/CDおよびDevSecOpsを推進される際には、ミドルウェアおよびアプリケーションも可能な範囲からイミュータブル化をすることで、自動化による効率向上や品質向上、セキュリティ対応の迅速化等が享受できると考えます。	いただいた御意見のとおり、ミドルウェアを含むアプリケーションについても、コンテナ化した上で更にイミュータブル度を高めることができるアーキテクチャが最適なものとなりますが、本業務ではクラウド移行を完了するまでの工期制約が高いことを考慮し、アプリケーションのコンテナ化までは求めない要件としています。 なお、いただいた御意見は、最適アーキテクチャへの進化を検討する際の参考といたします。
19	意見	13_50_(別紙4) e-Gov非機能要件定義書 頁17	2.1.6 運用アーキテクチャ 2.1.6.2 継続的デリバリー	災害対策環境を設置する大阪リージョンにおいて、CI/CDパイプラインを構成する各サービス(CodeBuild,CodeDeploy)を手動実行するなどの代替運用策ではなく、東京および大阪リージョンで利用可能なCI/CD機能を含んだAWS提供サービスにあるPaaSサービス等を利用し、同じ環境を利用すべきと考えます。	各リージョンで異なる構成を構築するのは、経済的合理性にそぐわないと考えます。また、CI/CDパイプラインを実行する要素において、承認処理以外は自動実行の仕組みを整えないことには、CI/CDパイプラインのメリットである自動化により効率向上や品質向上が享受できないと考えます。したがって、東京および大阪リージョンで利用可能なCI/CD機能を含んだPaaSサービス(例:Red Hat OpenShift Service on AWS等)を利用すべきと考えます。	原案の要件記述は、リージョン間で共通して利用できるサービスに基づいて環境整備した上で、一方のリージョンで提供されていないサービスを必要とする場合は、当該サービスに依らずに代替の措置を講じるよう求めるもので、御指摘の考慮を反映したものととなります。
20	意見	7	1 調達案件の概要 1.8 作業スケジュール	下記スケジュールについて、ご教示をお願いします。  ・ガバメントクラウド上で構築可能となる時期 ・時期GIMAの構築スケジュール(連携IFの公開時期/テスト期間等) ・審査支援サービスの設計/製造情報の引き渡し時期 ・2022年度の機能拡充予定および機能凍結時期 ・現在、想定されており受入試験期間および引継期間(前回実績等) ・2024.2末クラウド移行完了後、契約完了までの1か月は、運用事業者からの質疑対応という理解で正しいでしょうか。	・見積前提となるマイルストーンを認識するため	・ガバメントクラウド上で構築可能となる時期は、2023年4月を予定しています。  ・クラウド移行後のe-Govは、次期GIMAとの直接連携を行わず、審査支援サービスを經由して連携する構成とします。なお、e-Govとの連携テストは2023年9月頃を予定していますが、次期GIMA側スケジュールにより若干前後することが想定されます。  ・審査支援サービスは、2022年度末の運用開始を予定しています。その時点で初期構築範囲の設計書等成果物は全て納入された状態となります。  ・2022年度の機能拡充予定は、前年度実施の調達仕様書に記載のとおり2022年度末にかけて順次運用移行される予定です(現在、2022年度リリース対象について結合テスト準備中。一部は2021年度末までにリリース済み)。  ・受け入れ試験実施期間は、本業務の設計開発実施スケジュールに依存して変動しうるため、一概にお示しすることは困難ですが、1か月弱の確保をお願いしています。  ・業務内容が異なるために前回更改時引継ぎ期間は参考にならないと想定されますが、前回更改時の実績では、約1週間(7日間)となっています。  ・2024.2末クラウド移行完了後、契約完了までの1か月は、運用事業者からの質疑対応のほか、第1期PF退去後におこなう事後作業を実施するための期間と想定しています。  また、御質問を踏まえ、作業スケジュールに必要な範囲で上記の内容を追記します。
21	意見	19 45 46	3 作業実施内容に関する事項 3.1 作業内容 3.1.5 設計 3.1.5.5 クラウド移行計画 ③ 10 その他特記事項 10.1 前提条件 10.2 制約条件	「e-Gov審査支援サービス設計・開発等」にて実施される、e-Govのアプリケーションへの機能拡充について、下記を追記ください。  ・本業務開始時点でリリースされておらず、2022年度末までにリリースされる機能拡充対象のe-Govのアプリケーションの移行方式は単純移行(リホスト)とする。なお単純移行(リホスト)後の各種テストは見積対象外とし、業務遂行期間中にテスト要件を確定させ、変更管理対象として取り扱う。	・入札時点において開発中のアプリケーションは、移行作業の見積に必要な資料一式(アーキテクチャ設計、利用するサービス、性能設計、データ量等、テスト仕様書等)が存在しない認識のため、当該移行に係る作業(発生する場合)や必要なコスト、体制等の見積ができないため。また、各種テストにおいても、他のアプリケーションについては入札時にテスト仕様書が公開されるため各種テストの見積が可能ですが、「e-Gov審査支援サービス設計・開発等」にて実施される、e-Govのアプリケーションへの機能拡充については、入札時にテスト仕様書が公開されていないため、各種テストの見積が不可能です。 なお、上記見積は「e-Gov審査支援サービス設計・開発等」の受託者のみ可能と考えられるため、公平性の観点からも左記記載をお願いいたします。	仕様書原案の記述を維持します。 本業務において機能拡充を行うものを除き、既存アプリケーション資産の移行を原則としますが、現行e-Govにおいて機能拡充を行い、本業務開始前までにリリースが完了しないものであっても、クラウド移行後のe-Govを構成するアプリケーション機能となります。また、クラウド移行後のアプリケーション動作環境は、必ずしも現行e-Govのものと同等ではなく、単純移行(リホスト)したアプリケーションの実行は事実上不可能となることから、御要望の趣旨の文言の追記は困難です。 また、現時点で現行e-Govにおける機能拡充を実施中のアプリケーションに係る本業務のテスト範囲は、仕様書記載のとおり、クラウド環境への適応のために修正を施した部分のテストのほか、移行後の環境での動作確認を含みますが、今年度機能拡充対象に係る本業務におけるテスト等の所要工数については、資料閲覧対象とする設計書等を前提として見積もりください。 なお、入札公告開始予定時期には間に合いませんが、公告期間中頃には、今年度機能拡充対象範囲に関するシステムテスト等仕様書案(ただし、最終版ではない)の閲覧を可能とすることができますので、それを前提として、閲覧対象資料に追加します。

e-Govクラウド移行及び機能拡充に関する設計・開発等」調達仕様書(案)等に対する意見回答

連番	意見内容					回答
	質問／意見	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	
22	意見	45 46	10 その他特記事項 10.1 前提条件 10.2 制約条件	第2期政府共通PFを稼働環境として構築中の「審査支援サービス」について、クラウド構成情報は閲覧資料に含まれていないのでしょうか。含まれない場合は追加をお願いします。	e-Govとして同じAWSサービスを活用する場合に、異なる構成となること によって保守性が低くなる可能性があるため、審査支援サービスのAWS 構成を参考とすることで、可能な箇所を統一することにより保守性の低減 を防ぐため。	審査支援サービスそのもののクラウド構成情報や設計情報は、本件調達の 資料閲覧対象には含まれませんが、本業務において機能拡充を行う一部 機能の設計・開発に必要なとなるインタフェース仕様に関する情報は、閲覧対 象資料として追加します。
23	意見	21	3 作業実施内容に関する事項 3.1 作業内容 3.1.5 設計 3.1.5.7 運用・保守設計	左記の作業項目実施にあたり、以下業務の2021年度成 果物一式について閲覧資料への追加をお願いします。 ・e-Govに係る運用・保守等業務	見積に向け、運用・保守業務における適用イメージ、運用フローの整理 や、運用保守設計に必要な作業項目、作業仕様、自動化対象、各作業 の完了条件や記録としての成果物等を把握するためのインプットとしたいた め。	資料閲覧対象に現行e-Govの運用保守設計、運用保守要領等を追加する ことといたします。
24	質問	29	3 作業実施内容に関する事項 3.1 作業内容 3.1.10 セキュリティ診断	セキュリティ脆弱性が検出された場合に解消が必要な脆 弱性については、「本業務にて修正を行ったソースファ イルの該当箇所」のみの理解で相違ないでしょうか。	-	本業務が現行e-Govのクラウド移行を目的とすることに鑑み、「本業務にて 修正を行ったソースファイルの該当箇所」に加え、クラウド移行後のe-Govの 稼働に影響を生じる箇所も解消が必要な脆弱性に含まれます。なお、現行 e-Govにおいて指摘された脆弱性は、全て解消されています。
25	意見	48	11 附属文書 11.3 事業者が閲覧できる資料 11.3.3 現行e-Govに関する資 料	Oracleに関わるプロシージャ、ビュー、DDL等は閲覧資料 に含んでいますでしょうか。	-	含まれます。
26	意見	別紙1 2	1 はじめに 1.4 クラウド移行に伴う変更概 要 表 1-2	REPS連携について作成対象となるAPIの情報についてイ ンタフェース仕様をご教示をお願いします。	REPS連携部分のインタフェース数等によって見積に影響があるため。	別途調達するものとなるため、仕様書等への別添形式による情報提供は困 難です。御了承ください。
27	意見	別紙1 2	1 はじめに 1.4 クラウド移行に伴う変更概 要 表 1-2	様式作成支援ツールのクラウド移行について、Docker Desktopのコマンドラインから直接Microsoft Azureのコンテ ナ環境であるAzure Container Instanceを用いる方法等 ある認識ですが、AzureはNG等移行について制約事項があ ればご教示をお願いします。	様式作成支援ツールは独自ツールであり、特別な制約事項によって見積 に影響があるため。	现阶段でガバメントクラウドとして提供されるサービスにAzuleが含まれてい ないことが唯一の制約となります。
28	意見	別紙1 12	3 機能要件 3.1 機能一覧 3.1.1 国民等利用者向け提供 機能	機能名に「※」を付した機能について、設計書等の開発調 達文書は閲覧資料に含まれていないのでしょうか。含まれな い場合は追加をお願いします。	入札時点において開発中・未リリースの機能については、当該機能の移 行に係る作業内容(発生する場合)や必要なコスト、体制等の見積ができ ないため。	含まれます。
29	意見	別紙1 12	3 機能要件 3.1 機能一覧 3.1.1 国民等利用者向け提供 機能	機能名に「※」を付した機能について、以下文言の追記を お願いします。 ・本業務開始時点でリリースされておらず、2022年度末 までにリリースされる機能拡充対象のe-Govのアプリケー ションの 移行方式は単純移行(リホスト)とする。なお単純移行(リ ホスト)後の各種テストは見積対象外とし、業務遂行期間 中にテスト要件を確定させ、変更管理対象として取り扱 う。	入札時点において開発中・未リリースの機能については、当該機能の移 行に係る作業内容(発生する場合)や必要なコスト、体制等の見積ができ ないため。 また、各種テストにおいても、リリース済みのアプリケーションについては 入札時にテスト仕様書が公開されるため各種テストの見積が可能ですが が、入札時点において開発中・未リリースの機能については、入札時に テスト仕様書が公開されていないため、各種テストの見積が不可能で す。 なお、上記見積は「※」を付した機能の開発及びリリース対応を行う事業 者のみ可能と考えられるため、公平性の観点からも左記記載をお願い いたします。	仕様書原案の記述を維持します。 本業務において機能拡充を行うものを除き、既存アプリケーション資産の移 行を原則としますが、現行e-Govにおいて機能拡充を行い、本業務開始前 までにリリースが完了しないものであっても、クラウド移行後のe-Govを構成 するアプリケーション機能となります。また、クラウド移行後のアプリケー ション動作環境は、必ずしも現行e-Govのものと同等ではなく、単純移行(リホ スト)したアプリケーションの実行は事実上不可能となることから、御要望の趣 旨の文言の追記は困難です。 また、現時点で現行e-Govにおける機能拡充を実施中のアプリケーションに 係る本業務のテスト範囲は、仕様書記載のとおり、クラウド環境への適応の ために修正を施した部分のテストのほか、移行後の環境での動作確認を含 みますが、今年度機能拡充対象に係る本業務におけるテスト等の所要工数 については、資料閲覧対象とする設計書等を前提として見積もりたい です。 なお、入札公告開始予定時期には間に合いませんが、公告期間中頃には、 今年度機能拡充対象範囲に関するシステムテスト等仕様書案(ただし、最 終版ではない)の閲覧を可能とすることができますので、それを前提として、 閲覧対象資料に追加します。
30	意見	別紙1 12	3 機能要件 3.1 機能一覧 3.1.1 国民等利用者向け提供 機能	・機能名に「※」を付した機能について、リリース時期およ び仕様凍結時期について、想定で構いませんのでご教示 をお願いします。	当該機能の移行に係る作業内容(発生する場合)や体制等の検討を行う ため。	御意見を踏まえ、リリース予定時期を付記します。なお、既にテスト段階に 達しているため、現時点までに仕様は全て凍結されています。
31	意見	別紙1 12	3 機能要件 3.1.1 国民等利用者向け提供 機能 表 3 11 電子申請サービス機 能一覧(国民等利用者向け提供 機能)	機能分類に記載されているIDと実際のソース名が紐付い て規模が分かるような資料を閲覧資料に追加をお願いします。	事業者の解釈次第で見積に影響があるため。	御要望の粒度で作成された資料の用意はありませんが、御意見を踏まえ、 開発言語別で全体の規模を把握できる資料を閲覧対象に追加します。

e-Govクラウド移行及び機能拡充に関する設計・開発等」調達仕様書(案)等に対する意見回答

連番	意見内容					回答
	質問／意見	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	
32	質問	別紙1 82～83	3 機能要件 3.3 インタフェース仕様 3.3.1 画面に関する事項 3.3.1.1 国民等利用者向け提供機能 表 3-43	非レスポンス対応のスマートフォン向け画面につきまして、開発区分が「UI統合」となっており、且つ画面IDが割り振られておりますが、これは1つのレスポンス対応画面に統合されるという認識でよろしいでしょうか。		御認識のとおりです。 現行e-Govでは、電子申請サービスの一部UIについてのみスマートフォン対応を行っておりますが、レスポンス対応により、デスクトップ向けのUIと同じものを利用可能となります。レスポンス対応後は、現在のスマートフォン向けUIは不要となることからこのような表記しております。
33	質問	別紙1 103	3 機能要件 3.4 データ仕様 3.4.3 CRUD図	現行行政情報等提供管理サービス、様式作成支援ツールはCRUD図は設計書として作成されておらず、かつ、機能拡充を伴わないため、作成(追加変更)対象外と理解してよろしいでしょうか。		御理解のとおりです。 仕様書原案記載のとおり、資産移行した上で環境適応修正を行うこととしている機能に係る設計書は、現状作成されているものを前提として、それらに対して必要な変更反映を行うこととしています。
34	意見	別紙2 10 13	3 機能要件 3.1 機能一覧 3.1.1政府概要情報提供 表 3 10 政府概要情報提供機能一覧 3.2 機能仕様 3.2.1政府概要情報提供 3.2.1.1政府概要情報検索 (1)情報分類検索 (2)リソース情報表示	P10の表3-10にて改修機能を明記いただくか、P13の下線を削除をお願いします。	P10「表 3 10 政府概要情報提供機能一覧」では全ての機能が「既存資産移行」となっているが、P13においては「ディレクトリ階層は、最大3階層程度とすること。」「公開又は指定」と下線を伴う記載となっており、改修範囲が不明なため。	下線は、現行e-Govの要件定義を基準とした場合の文言レベルへの表現変更箇所にも付しておりますが、改修対象を示す目印にはあたらないため、該当箇所の下線を削除します。
35	質問	別紙2 27	3 機能要件 3.2 機能仕様 3.2.3 個人情報ファイル簿検索 3.2.3.2個人情報ファイル簿情報管理 (2)個人情報ファイル簿情報登録⑥⑧	「e-Govの公開Webサイト」とありますが改修の具体的な内容と「表 1 2 クラウド移行に伴う変更概要(情報系サービス)」のどの項目に該当するかご教示をお願いします。	改修内容が不明で見積困難なため。	下線は、現行e-Govの要件定義を基準とした場合の文言レベルへの表現変更箇所にも付しておりますが、改修対象を示す目印にはあたらないため、該当箇所の下線を削除します。
36	質問	別紙3 2	1 はじめに 1.4 クラウド移行に伴う変更概要 表 1-2	「GIMAによる認証対象外の職員等が各情報管理機能を利用可能とするための認証機能群及びUIを追加する。」とありますが、「GIMA認証対象外の職員」を判別できる方法をご教示をお願いします。	GIMA認証対象外というのが、政府共通ネットワーク外からアクセスする職員を想定する必要があるのか、といった影響範囲が想定できないため。	当該機能が認証対象とする者の範囲の定義に関する御質問と受け止めました。当該機能は、GIMAによる認証を受けることができない者を認証対象とするものであることから、当該機能の認証対象を判別する際の基準は、GIMAの認証対象範囲を手がかりとして定めることができるものとなります。当方からGIMA管理組織に確認した限りでは、GIMAによる認証の対象は、原則として国家公務員であるが、GIMAにアクセスが可能であれば、個別調整により認証対象として認める者を含むとのことでした。このため、e-Gov管理組織の立場からは、GIMA認証対象の補集合として当該機能による認証対象者を提示する原案の記述による方法の他に、「GIMA認証対象外の職員」を判別できる方法をお示しすることは著しく困難と考えています。
37	質問	別紙3 12	3 機能要件 3.1 機能一覧 3.1.1 利用者アカウント 3.1.1.1 国民等利用者向け提供機能	機能名に「※」を付した機能について、設計書等の開発関連文書は閲覧資料に含まれておりますでしょうか。含まれない場合は追加をお願いします。	入札時点において開発中・未リリースの機能については、当該機能の移行に係る作業内容(発生する場合)や必要なコスト、体制等の見積りができないため。	含まれます。

e-Govクラウド移行及び機能拡充に関する設計・開発等」調達仕様書(案)等に対する意見回答

連番	意見内容					回答
	質問／意見	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	
38	質問	別紙3 12	3 機能要件 3.1 機能一覧 3.1.1 利用者アカウント 3.1.1.1 国民等利用者向け 提供機能	機能名に「※」を付した機能について、以下文言の追記をお願いします。 ・本業務開始時点でリリースされておらず、2022年度末までにリリースされる機能拡充対象のe-Govのアプリケーションの移行方式は単純移行(リHOST)とする。なお単純移行(リHOST)後の各種テストは見積対象外とし、業務遂行期間中にテスト要件を確定させ、変更管理対象として取り扱う	入札時点において開発中・未リリースの機能については、当該機能の移行に係る作業内容(発生する場合)や必要なコスト、体制等の見積ができないため。 また、各種テストにおいても、リリース済みのアプリケーションについては入札時にテスト仕様書が公開されるため各種テストの見積が可能ですが、入札時点において開発中・未リリースの機能については、入札時にテスト仕様書が公開されていないため、各種テストの見積が不可能です。 なお、上記見積は「※」を付した機能の開発及びリリース対応を行う事業者のみ可能と考えられるため、公平性の観点からも左記記載をお願いいたします。	仕様書原案の記述を維持します。 本業務において機能拡充を行うものを除き、既存アプリケーション資産の移行を原則としますが、現行e-Govにおいて機能拡充を行い、本業務開始前までにリリースが完了しないものであっても、クラウド移行後のe-Govを構成するアプリケーション機能となります。また、クラウド移行後のアプリケーション動作環境は、必ずしも現行e-Govのものと同等ではなく、単純移行(リHOST)したアプリケーションの実行は事実上不可能となることから、御要望の趣旨の文言の追記は困難です。 また、現時点で現行e-Govにおける機能拡充を実施中のアプリケーションに係る本業務のテスト範囲は、仕様書記載のとおり、クラウド環境への適応のために修正を施した部分のテストのほか、移行後の環境での動作確認を含みますが、今年度機能拡充対象に係る本業務におけるテスト等の所要工数については、資料閲覧対象とする設計書等を前提として見積もりください。 なお、入札公告開始予定時期には間に合いませんが、公告期間中頃には、今年度機能拡充対象範囲に関するシステムテスト等仕様書案(ただし、最終版ではない)の閲覧を可能とすることができますので、それを前提として、閲覧対象資料に追加します。
39	質問	別紙3 12	3 機能要件 3.1 機能一覧 3.1.1 利用者アカウント 3.1.1.1 国民等利用者向け 提供機能	機能名に「※」を付した機能について、リリース時期および仕様凍結時期について、想定で構いませんのでご教示をお願いします。	当該機能の移行に係る作業内容(発生する場合)や体制等の検討を行うため。	御意見を踏まえ、リリース予定時期を付記します。なお、既にテスト段階に達しているため、現時点までに仕様は全て凍結されています。
40	質問	別紙3 12	3 機能要件 3.1 機能一覧 3.1.1 利用者アカウント 3.1.1.1 国民等利用者向け 提供機能	表3-11 機能一覧に記載の以下機能に関し、「3.2 機能仕様」の記載がありません。機能仕様の記載をお願いします。 機能分類:ソフトウェア情報管理	-	適切な機能仕様記述を追加します。
41	質問	別紙3 48	3 機能要件 3.4 データ仕様 3.4.3 CRUD図	開発者支援サービスはCRUD図は設計書として作成されておらず、かつ、機能拡充を伴わないため、作成(追加変更)対象外と理解してよろしいでしょうか。 また、運用管理サービスについてもCRUD図は設計書として作成されておりましたが、機能拡充の部分のみ作成(追加変更)の理解でよろしいでしょうか。	-	御理解のとおりです。 仕様書原案記載のとおり、資産移行した上で環境適応修正を行うこととしている機能に係る設計書は、現状作成されているものを前提として、それらに対して必要な変更反映を行うこととしています。
42	意見	別紙4 37	2 非機能要件 2.4 アクセシビリティに関する事項 2.4.2 アクセシビリティ要件 2.4.2.3 対象範囲	「e-gov.go.jp及びe-gov.hq.admix.go.jpドメインに属するWebページのうち、法令検索サービス(https://elaws.e-gov.go.jp)に関するものを除く全てのWebページとする。」とありますが、「e-gov.go.jp及びe-gov.hq.admix.go.jpドメインに属するWebページのうち、本調達での画面改修範囲であり、かつ法令検索サービス(https://elaws.e-gov.go.jp)に関するものを除く全てのWebページとする。」と記載をお願いします。	改修対象以外のWebページについてはアクセシビリティについての作業の範囲外の認識であるため。	本業務におけるアクセシビリティ対応の対象範囲は、非機能要件定義書の記述に仕様書本紙3.1.6.5①の記述を加味することにより示すこととしております。 なお、仕様書原案では、御意見いただいたとおり、本業務において新規開発又は改修を行うUIに限定して差し支えない旨を明記しておりますので、あらかじめご留意ください。
43	意見	別紙4 41	2 非機能要件 2.7 信頼性に関する事項 2.7.2 可用性に係る対策	②の各サービス(EC2、ELB、マルチAZ、S3)について「EC2、ELB、マルチAZ、S3など」と記載をお願いします。	RDSやEKS等の他サービスも含まれると考えているため。	御指摘のとおりですので、御意見を踏まえ、該当箇所の記述を「EC2、ELB、マルチAZ、S3等」とします。
44	質問	別紙4 42	2 非機能要件 2.7 信頼性に関する事項 2.7.3 完全性に係る対策	⑤の「テストに関する事項」(0参照)は「2.12 テストに関する事項」の項目を指しているでしょうか。	-	誤記(相互参照の設定もれ)となります。適切な参照先を追記します。

e-Govクラウド移行及び機能拡充に関する設計・開発等」調達仕様書(案)等に対する意見回答

連番	意見内容					回答
	質問／意見	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	
45	質問	別紙4 44	2 非機能要件 2.9 継続性に関する事項 2.9.2 予測可能な障害発生時	表2-16について、目標復旧時間(RTO)を12時間とした背景をご教示いただけますでしょうか。		御質問いただいた目標復旧時間(RTO)は、予測困難な事象により業務影響を伴う障害が発生した場合に適用するものとしています。設計時又は構築時に継続性対策を十分に考慮することができなかった原因によるものであるため、アプリケーションやデータを含め、障害原因を調査・特定するまでにある程度の時間を必要としましう状況も十分に想定されることから、半日(12時間)程度の時間をRTOとして設定することとしたものです。 なお、提案又は本業務における設計の結果として、別紙4等の記載とは異なるRTOを選択することも許容していますので、あらかじめご留意下さい。
46	質問	別紙4 45	2 非機能要件 2.9 継続性に関する事項 2.9.3 規模災害発生時	表2-17の情報分析サービスの目標復旧時間はどのくらいでしょうか。		御指摘の箇所は、編集上の誤りによる削除もれとなります。 クラウド移行後のe-Govの構成には「情報分析サービス」は含まれません。
47	意見	別紙4 61	2 非機能要件 2.11 情報システム稼働環境に関する事項 2.11.2 クラウドサービス構成	Amazon RDS Proxyを利用した構成について記載がありますが、Aurora Global Database(リージョン間での災対構成)での構成も記載した方がよろしいと考えます。	Aurora Global Database(リージョン間での災対構成)では RDS Proxy が未サポートの点、ご留意いただいたほうがよいと考えるため。 【ご参考】 <a href="https://docs.aws.amazon.com/ja_jp/AmazonRDS/latest/AuroraUserGuide/rds-proxy.html">https://docs.aws.amazon.com/ja_jp/AmazonRDS/latest/AuroraUserGuide/rds-proxy.html</a>	別紙4表2-20に示すものは、現段階で利用を想定するクラウドサービスの一覧であって、提案依頼に対する提案や本業務開始後の設計等において、表2-20に示すもの全てをまもなく適用することを求める趣旨によるものではありません。本業務開始後の検討の結果としての異なるクラウドサービス構成の選択は排除されませんのであらかじめ御留意下さい。 また、御意見いただいたAmazon Aurora Global Databaseは、Amazon Auroraのオプション機能として位置づけられており、AWSとしての取扱では、Amazon Auroraに含まれております。 このため、原案の記載の下でもAmazon Aurora Global Databasesを適用した構成の選択は可能となることから、利用を想定するクラウドサービスを一元化する表2-20としては、原案の記述を維持することとします。
48	質問	別紙4 62	表2-22 データベースサービス構成(想定)	DBaaSの欄が空欄になっている箇所がありますが、DBとして存在しないのか、決定していないのかをご教示ください。	未決定の場合、見積への影響が想定されますので、DBaaSの記載をお願いいたします。	該当行は、Opensearchサービスに関する箇所となります。 Opensearchサービスは、DBaaSには該当しないために空欄としていたしましたが、データベースを対象とする表の目的を明確にする観点からは、記載内容に含めない整理の方が適切ですので、御指摘を踏まえ、該当行を削除します。
49	質問	別紙4 75	2 非機能要件 2.13 移行に関する事項 2.13.3 データ移行 2.13.3.2 データ移行方式	「DataSyncの利用は第1期政府共通PFにおいて許容されていない」とは、第1期政府共通PFが管理する環境へのDatsync エージェント(仮想アプライアンス)のデプロイができないという理解であっておりますでしょうか。また、その場合、事業者側で移行用のマシンを用意し、第1期政府共通PFが管理する環境ではなく事業者の移行用マシン上でDatsync エージェントを動作させることは許容されると理解してよろしいでしょうか。		前段について、御理解のとおりです。 後段について、事業者によるデータセンターへの機器の持ち込みは、例外なく許容されておりません。ただし、第1期PFへの接続が可能な作業環境に作業用のPC類を持ち込み、当該PC類において動作させることは許容されます。
50	意見/質問	別紙4 75	2 非機能要件 2.13 移行に関する事項 2.13.3 データ移行 2.13.3.2 データ移行方式	DataSyncの利用ができない場合、ネットワーク経由でのデータ移行を行うためのバッチジョブ等を動作させる環境(仮想アプライアンス、物理マシン等)はありますか。ある場合、その環境の詳細(スペック、OS等の他、通信が許容されるプロトコル)についてご教示をお願いします。	DataSyncの利用ができない場合、代替ツールを利用する必要がありますが、代替可能なツールを判断するため。	ネットワーク経由でのデータ移行を行うためのバッチジョブ等を動作させる環境(仮想アプライアンス、物理マシン等)はありません。 ただし、第1期PFへの接続が可能な作業環境に作業用のPC類を持ち込み、当該PC類において動作させることは許容されます。
51	質問	別紙4 77	2 非機能要件 2.13 移行に関する事項 2.13.3.2 データ移行方式	「Snowball EdgeとDMSの併用により行うことを想定する。」とありますが、Snowball + DMS が何らかの制限により実現が困難な場合は代替手段による移行が許容される認識でよいでしょうか。		Snowball EdgeとDMSによるデータ移行について、致命的な制約が存在しないことは確認済みではありますが、万が一、実行が困難となるような状況に至る場合には、本業務における移行設計等において、代替手段を御検討いただくこととなります。

e-Govクラウド移行及び機能拡充に関する設計・開発等」調達仕様書(案)等に対する意見回答

連番	意見内容				回答	
	質問／意見	頁	項目名	意見・質問等		理由(意見の場合のみ記述)
52	質問	別紙4 77	2 非機能要件 2.13 移行に関する事項 2.13.3.2 データ移行方式	Snowball + DMS が利用できない場合も考慮し、現行のデータベースと新環境が、専用線等により中間のサーバを介さずに接続できるようになる可能性はあるでしょうか。	Direct Connect(DX)を経由することにより、ガバメントクラウドとの間の接続を確立することは可能と認識していますが、第1期政府共通PFとガバメントクラウドとの間の通信可能性については、別途確認し、入札説明会までに情報提供することとします。	
53	意見	別紙6 2	1.4様式作成支援ツールに関する資料	「1.3現行e-Govに関する資料」には、「アプリケーション資産ソースコード(一式)」が記載されていますが、「1.4様式作成支援ツールに関する資料」には、「アプリケーション資産ソースコード(一式)」が記載されていません。閲覧資料に追加をお願いします。	事業者の解釈次第で見積の揺れが発生することを防ぐため。	御指摘いただいたものは、原案記載の閲覧対象資料に含まれております。当該ツールの作成経緯に係る事情により、「評価版ツール(ソース)」との名称により、記載済みです。
54	質問	18	3.1.5.3 外部インタフェース設計	令和5年度末時点で、e-Govとの連携運用を新たに開始する予定の外部システムについて、現時点の想定をお示しく下さい。	受託者の作業範囲等を正確に把握するため。	御質問を踏まえ、別紙1サービス・機能要件定義書3.3.2.4(3)に現段階における想定を追記します。
55	質問	18	3.1.5.3 外部インタフェース設計	「本仕様書において特記するものを除き、外部インタフェース設計については、既存設計を継承すること。」 既存設計の継承については、外部インタフェースに限らず、連携するデータ構造についても踏襲し、連携先となる外部システムに影響が生じないように設計・開発を実施する必要がある認識でよろしいでしょうか。	受託者の作業範囲等を正確に把握するため。	御認識のとおりです。 なお、外部インタフェースには、外部インタフェースを経由して送受信を行うデータに関するデータ構造仕様を含みます。外部インタフェース設計について既存設計の継承を求める趣旨は、連携先となる外部システムのほか、連携を受けるe-Govの該当サービスへの影響を生じないように本業務を行う必要があることを役割仕様として明確にする考慮に基づき、原案のような記述を設けております。
56	質問	21	3.1.5.7 運用・保守設計	「～運用・保守設計にあたっては、現行e-Govの運用・保守設計との連続性を考慮せず～」 チケット管理全般や各府省システムとの相互接続運用等、運用・保守作業項目によっては、現行e-Govの運用・保守からの連続性を意識した設計が求められる内容も含まれるように思われます。 運用・保守作業項目ごとに連続性の要否を精査したうえで、設計する必要がある認識でよろしいでしょうか。	受託者の作業範囲等を正確に把握するため。	御認識のとおりです。 本業務により、e-Govの稼働環境がクラウド化され、現行e-Govとは異なる思想によって設計されたものに切り替わることから、運用・保守設計については、現行e-Govとの連続性確保を求めないこととしておりますが、クラウド移行の対象とするアプリケーションの中には、特段の機能拡充を行うことなく既存アプリケーション資産を継承するものも含まれるため、これらに関する運用設計は、機能仕様付随のものとして継承する整理を行うものとなります。
57	質問	23 28 30	3.1.6 開発・テスト 3.1.9 システムテスト 3.1.12 受入テスト	テスト及び不具合修正等、本業務における品質保証の対象範囲は、機能拡充による変更の有無に関わらず、次期システムで動作する移行対象アプリケーション全体が対象となる認識でよろしいでしょうか。	受託者の作業範囲等を正確に把握するため。	御認識のとおりです。 ただし、2021年度後半から2022年度末にかけて機能拡充を実施中の機能等に関する瑕疵対応は、当該業務に係る調達仕様書の契約不適合責任に関する記載に基づき、当該機能拡充の受託事業者による責任範囲となります。上記機能拡充対象に関する瑕疵対応対象以外の部分を含め、テスト等により何らかの不具合等を検出した場合は、本業務における品質保証・動作保証の対象に含まれますので、あらかじめご留意下さい。
58	質問	39 44	5.3 作業場所 9. 再委託に関する事項	コスト削減、効率化のため開発作業の一部をオフショアにて実施することも検討しております。オフショアが許可されるか、許可される場合、その範囲について具体的にご教示いただけますでしょうか。(例: 自社海外拠点での作業は可、海外他社への再委託は不可等)	作業体制構築の前提を把握するため。	オフショアリングの活用を検討いただく際も5.1(特に③⑥)を満たす作業実施体制を確保できるよう御対応下さい。このほか御検討に当たっては、11付属文書11.2参考資料「情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル」等内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)が提供している資料を御参照下さい。
59	意見	43	8.1.4 受託実績	ミッションクリティカルなシステムであるe-Govの機能改修に当たっては、類似案件の実績や大規模な開発体制を構築、マネジメントした実績がある企業を選定することで、安全なプロジェクト遂行、品質の担保につながると考えております。 8.1.4 受託実績において上記に資するような実績の追加をご検討いただけませんか。	本プロジェクトを実行するにあたり、より良い業者選定をするため。	仕様書原案の記述を維持します。 なお、案件の規模等は、評価基準において受託実績を評価する際の要素として考慮されます。

e-Govクラウド移行及び機能拡充に関する設計・開発等」調達仕様書(案)等に対する意見回答

連番	意見内容					回答
	質問／意見	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	
60	質問	45	10.1 前提条件	<p>「受託者は、当該機能拡充対象アプリケーション資産のリリースを待って、受託者の責任において本業務におけるクラウド移行対象アプリケーション資産に追加、反映し、別紙1、別紙2及び別紙3に示すサービス・機能要件、別紙4に示す非機能要件を実現するための設計・開発等を行うこと。」</p> <p>「e-Gov審査支援サービス設計・開発等」については現在実施中であることから、現時点で別紙1、別紙2及び別紙3に示されているサービス・機能要件に反映されていない内容についても、2023年度以降、貴庁から最終的な情報を展開頂ける認識でよろしいでしょうか。</p>	受託者の作業範囲等を正確に把握するため。	御認識のとおりです。
61	質問	46	10.1 前提条件	<p>「当庁では、2022年度末までの期間において別途「e-Gov審査支援サービス設計・開発等」を実施しているところであるが、当該設計・開発等には、本業務においてクラウド移行対象とするe-Govのアプリケーションについて機能拡充を行うものが含まれている。当該機能拡充対象のアプリケーション資産には、本業務開始時点では、リリースされていないものが存在するが、受託者は、当該機能拡充対象アプリケーション資産のリリースを待って、受託者の責任において本業務におけるクラウド移行対象アプリケーション資産に追加、反映し、別紙1、別紙2及び別紙3に示すサービス・機能要件、別紙4に示す非機能要件を実現するための設計・開発等を行うこと。」</p> <p>本業務の実施期間中に現行e-Gov運用・保守にて生じた移行対象アプリケーションへの変更についても、上記同様、受託者の責任においてクラウド移行対象アプリケーション資産への反映等の対応が求められる認識でよろしいでしょうか。</p>	受託者の作業範囲等を正確に把握するため。	御認識のとおりです。 なお、変更内容を含むソースコードの受け渡し方法に関する詳細は、本業務開始後に必要に応じて調整する事項と想定しています。
62	質問	別紙1 2	1.4 クラウド移行に伴う変更概要表 1-2 クラウド移行に伴う変更概要(電子申請サービス)	<p>No.5「REPS連携対応」 「電子申請サービスとの連携運用を行っていない政府情報システムがREPS連携を行うためのインタフェース」</p> <p>令和5年度末時点で、「REPS連携(電子申請サービスとの連携運用を行っていない政府情報システムがREPS連携を行うためのインタフェース)」を利用する政府情報システムについて、現時点の想定をお示しください。</p>	受託者の作業範囲等を正確に把握するため。	御質問を踏まえ、別紙1サービス・機能要件定義書3.3.2.4(5)に現段階における想定を追記します。
63	質問	別紙1 2	1.4 クラウド移行に伴う変更概要表 1-2 クラウド移行に伴う変更概要(電子申請サービス)	<p>No.5「REPS連携対応」 「既存府省連携APIを利用し、e-Gov経由でREPS連携を行うためのインタフェース」</p> <p>令和5年度末時点で、「REPSに係る電子申請府省連携(e-Gov経由でREPS連携を行うためのインタフェース)」を利用する政府情報システムについて、現時点の想定をお示しください。</p>	受託者の作業範囲等を正確に把握するため。	御質問を踏まえ、別紙1サービス・機能要件定義書3.3.2.4(3)に現段階における想定を追記します。

e-Govクラウド移行及び機能拡充に関する設計・開発等」調達仕様書(案)等に対する意見回答

連番	意見内容				回答	
	質問／意見	頁	項目名	意見・質問等		
64	質問	別紙1 94	3.3.2.2 政府共通ネットワーク向けWeb API一覧 表 3-47 政府共通ネットワーク向けWeb API一覧(REPS連携)	<p>「アクセストークン発行:アクセストークン発行リクエストを受信し、REPS連携サービスに対してアクセストークン発行リクエストを送信する。認証結果が正常な場合、認可用のアクセストークンを連携対象システムに送信する。」</p> <p>「アクセストークン無効化:連携対象システムからアクセストークン無効化リクエストを受信し、REPS連携サービスに対してアクセストークン無効化リクエストを送信する。」</p> <p>「電子申請サービスとの相互接続運用を実施していない政府情報システムとe-Gov間のアクセストークン」と「e-GovとREPS連携サービス間のアクセストークン」は異なる認識です。</p> <p>そのため、必ずしも政府情報システムからのアクセストークン発行/無効化リクエストを契機として、REPS連携サービスに対してアクセストークン発行/無効化リクエストを送信する必要はないと思われませんが、その認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>受託者の作業範囲等を正確に把握するため。</p>	<p>御認識のとおりです。</p> <p>ただし、e-GovとREPS連携サービスとの間の認証・認可制御は、REPS連携サービスの仕様依存することから、政府情報システムからのアクセストークン発行/無効化リクエストを契機として、REPS連携サービスに対してアクセストークン発行/無効化リクエストを送信する局面の考慮も必要と想定しています。</p> <p>なお、政府情報システムによるREPS連携IFの利用について、認可制御を行う主体は、電子申請サービスになることから、御認識のとおり、必ずしも政府情報システムからのアクセストークン発行/無効化リクエストを契機として、REPS連携サービスに対してアクセストークン発行/無効化リクエストを送信する必要はないものとなります。</p>
65	質問／意見	別紙4 15	2.1.5.2 コード化	<p>「③ インフラストラクチャのコード化にあたっては、AWS CloudFormationの利用を前提とすること。また、原則として、ガバメントクラウドが提供するガバメントクラウドテンプレートを適用すること。なお、当該テンプレートの詳細については、「政府情報システム向けガバメントクラウド利用ガイド」のほか、別途ガバメントクラウドが提供するテンプレートの適用方法や手順等に関するマニュアルを参照すること。」</p> <p>資料閲覧の対象となっている「政府情報システム向けガバメントクラウド利用ガイド」には、上記「ガバメントクラウド」が提供するテンプレートの適用方法や手順等に関するマニュアルは含まれますでしょうか。</p> <p>含まれていない場合は、閲覧対象資料に追加頂くことを意見いたします。</p>	<p>受託者の作業範囲等を正確に把握するため。</p>	<p>ガバメントクラウド管理組織が作成するマニュアル類の提供予定時期は、本年12月予定とされているため、資料閲覧対象とすることが可能なテンプレートに係る資料等の範囲は、現段階で「政府情報システム向けガバメントクラウド利用ガイド」に記載されている内容を限度とするものとなります。あらかじめ御了承ください。</p>
66	質問／意見	別紙4 64,65	2.11.4 サーバ構成 表 2 24 持込みソフトウェア一覧(想定)	<p>要件定義書に記載されている要件充足のためには、現在記載されているソフトウェア以外に以下の持込みソフトウェアも必要となる認識ですが、追記いただけますでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•Apache HTTP Server</li> <li>•Apache Tomcat</li> <li>•Drupal</li> <li>•Keycloak</li> <li>•Postfix</li> <li>•ホスト型ウイルス対策ソフトウェア</li> </ul>	<p>受託者の作業範囲等を正確に把握するため。</p>	<p>御意見を踏まえ、付記します。</p>